

○ 高規格幹線道路

高規格幹線道路網計画の策定

建設省では、昭和62年6月道路審議会の答申に基づき、14,000kmの高規格幹線道路網計画を決定した。

第四次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）においても、21世紀にむけ多極分散型の国土を形成するため交通、情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す“交流ネットワーク”構想を推進する必要があるとしており、これを実現するため『全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ1万4千キロメートルで形成する』とされている。

高規格幹線道路の概要

①高規格幹線道路の意義

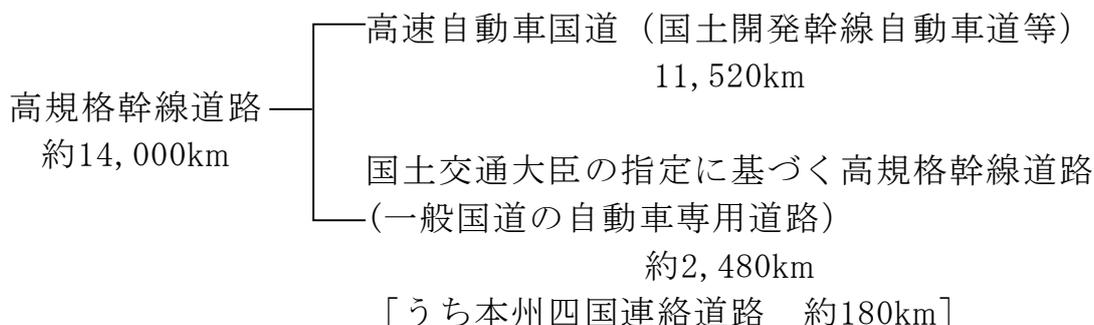
高規格幹線道路は、自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。

②高規格幹線道路の整備

高規格幹線道路は、高速自動車国道11,520km、及び一般国道の自動車専用道路約2,480km（本州四国連絡道路約180kmを含む）で構成される。

なお、高規格幹線道路網計画の決定に伴い、昭和62年9月1日国土開発幹線自動車道建設法が一部改正され、従前の国土開発幹線自動車道を延伸する路線及び国土開発幹線自動車道に準ずる国土を縦貫もしくは横断する路線3,920kmが新たに追加された。

③高規格幹線道路網の整備体系



④高規格幹線道路の整備状況

(単位：km)

区 分	総延長	R5年度末 供用延長	R6年度 新規供用延長	R6年度末 供用延長	進捗率
高 規 格 幹 線 道 路	約14,000	12,263	82	12,345	88%
高 速 自 動 車 国 道	11,520	(1,080) 9,203	(33) 17	(1,113) 9,220	(90%) 80%
一般国道自動車専用道路 (本州四国連絡道路を含む)	約 2,480	1,980	32	2,012	81%

- 注) 1. 高速自動車国道の上段()は、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路である。(外書きであり、高規格幹線道路の総計に含まれている。)
2. 一般国道自動車専用道路の供用延長には、一般国道のバイパス等を活用する区間が含まれる。
3. 総延長は、高速自動車国道において、国土開発幹線自動車道建設法第3条及び高速自動車国道法第3条、本州四国連絡道路及び一般国道においては、国土交通大臣の指定に基づく延長を示す。
4. R6年度末供用延長は、令和6年6月末時点での予定延長を示す。

⑤三大都市圏環状道路の整備状況(2024年(令和6年)度末時点(見込みを含む))

	全体計画	開通済	整備率
全体	約1,200km	1,043km	約87%
首都圏	約520km	432km	約82%
中部圏	約270km	251km	約93%
近畿圏	約420km	360km	約85%

- 注) 1. 2024年(令和6年)6月末時点での予定延長
2. 全体計画延長については全体 100km, その他 10km 単位となるように四捨五入している。整備率については端数処理の関係で整合がとれない場合がある。